

育てる、支える—中小企業と地域の活力。

小規模経営者だけが加入できる、安心・確実な国の退職金共済制度です

小規模企業共済

小規模企業共済は、従業員20名以下(商業・サービス業では5名以下)の会社の役員および個人事業主とその共同経営者を対象とした退職金制度です
個人事業主の配偶者・後継者等共同経営者(2名まで)が加入できるようになりました



- 1 掛金は月額1千円～7万円で全額が課税対象所得から控除できます
- 2 受取共済金は退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなります
- 3 一般貸付制度も充実しています(低利・無担保・無保証人)



◆参考事例(節税効果)

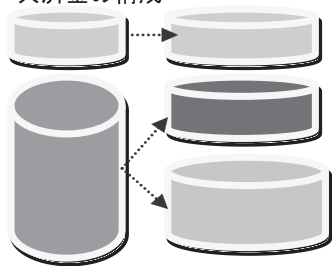
掛金所得控除の効果(節税効果の参考事例)

- (ケース1) 課税所得400万円の方が、月額3万円の掛金を20年間掛けて、事業を廃止した場合の共済金受取額と利回り(共済金A)
- (ケース2) 上記ケースで、課税所得200万円の方の場合(共済金A)

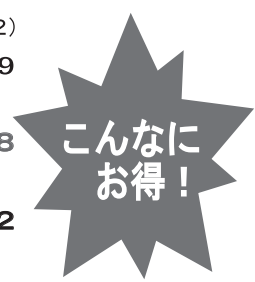
◆共済金の受取り総額と節税効果

(単位:千円)

共済金の構成



	(ケース1)	(ケース2)
① 共済利息分	1,159	1,159
② 節税相当分	2,190	1,138
③ 実質加入者負担分	5,010	6,062
共済金受取り総額(①+②+③)	8,359	8,359



共済制度の運営は、独立行政法人 中小企業基盤整備機構が実施しております

本制度についてのお問い合わせ・資料請求は

中小企業と地域振興をもっとサポート
中小機構 北海道

TEL 050-5541-7171 (共済相談室)
 平日/9:00~19:00 土曜/10:00~15:00
<http://www.smrj.go.jp>



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

[イータックス](#)

[検索](#)